

広報 ゆざわ

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな舌力みなぎるまち
さわやかな誰かが訪ねたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

湯沢町町民憲章

■発行・編集 / 湯沢町役場総務課 〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
☎ 025-784-3451 ホームページアドレス <http://www.town.yuzawa.niigata.jp/>



キャンドルライブ '06 の風景から。この冬も湯沢中央公園で開催される予定です。

希望への灯り キャンドルを点灯

昨年度実施した「チャリティーキャンドル100日間点灯」には、多くの町民の皆さまからご協力をいただきました。その結果、県を通じて中越大震災で被災した方々へ、義援金をお渡しすることができました。今年も、湯沢町を訪れてくれた方々へのおもてなしと、今だに不自由な暮らしをしている被災者の方々への励ましとして、歴史民俗資料館「雪国館」となりの特設会場で、キャンドル点灯を実施します。点灯はこれからの冬期間、主に週末に行います。

はじめの一步として

二年前に発生した中越大震災では、湯沢町の直接被害はそれほど大きくありませんでしたが、被災地であるというイメージは、町の観光産業に大きな風評被害を与えました。

そのような状況の中で、地震で被害を受けた地域と、湯沢町の観光産業の復興を願う「チャリティーキャンドル希望への灯り100日間点灯」は始まりました。そして昨年はこの活動とともに、湯沢中央公園で約5千本のキャンドルに明かりを灯す「キャンドル・ライブ'06」が開かれました。

今年も、「自分達の足元を見つめ直そう」との気持ちのもと、「明るく、楽しく、美しく」をイメージした観光復興イベント「キャンドル・ライブ'07」が計画されています。

キャンドル点灯へご協力をキャンドルの点灯活動は主に特設会場で実施するものですが、広く町民の皆さまにも参加していただくことを呼びかけています。町民の皆さまや事業所向けには、チャリティーキャンドルが用意されています。キャンドルは1本50円で販売し、実費を差し引いた額はこれ

主な内容

年末から年始の休業・休館について	2
中越大震災で県の融資を受けた皆さまへほか	3
固定資産税にかかる申告と届出のお願い	4
冬の健康づくり、体力づくり	5
健康ほっと情報	6
湯沢消防署からのお知らせ	7
お知らせ	8 ~ 10
1月の暦	11
1月の救急診療当番	12

までと同様、震災被害者への義援金となります。販売期間は3月25日までで、各地区の観光協会などで販売されます。

希望への願いを込め、暖かいおもてなしの心を、やわらかいキャンドルの灯りに託すこの活動に、皆さまのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

キャンドルライブ'07実行委員会
(湯沢町商工会青年部)

784-2522

年末から年始の休業・休館のお知らせ

12月29日(金)から1月3日(水)までの年末年始期間、町関連施設での休業・休館は次のとおりとなります。あらかじめご了承ください。くわしくは、各施設まで直接お問い合わせください。

年末年始の期間に休業・休館する施設

施設名	休業・休館する期間
湯沢町役場(代表 784 - 3451)	12月29日(金)～1月3日(水) 緊急の場合は、代表電話までご連絡ください。
湯沢町公民館(784 - 2460)	12月29日(金)～1月3日(水)
湯沢町保健医療センター(780 - 6543)	12月29日(金)～1月3日(水) 救急は、この期間中でも24時間対応します。
湯沢町社会福祉協議会(784 - 4111) 訪問介護事業所(ヘルパー) 通所介護事業所(デイサービス) 居宅介護支援事業所(ケアマネージャー) 事務局	12月29日(金)～1月3日(水)

年末年始の期間も営業する施設と営業時間

施設名	営業時間(12月29日～1月3日)
歴史民俗資料館「雪国館」(784 - 3965)	午前9時～午後4時30分
湯沢カルチャーセンター(784 - 1511)	午前9時～午後5時

年末年始のごみ処理施設について

施設名	休業する期間または開場する日と時間
南魚沼市環境衛生センター 可燃ごみ処理施設(782 - 0339) 不燃ごみ処理施設(782 - 4048) (リサイクルセンター魚野)	<u>12月31日(日)～1月2日(火)は休業します。</u> この他は平常どおり受け入れます。
資源ごみストックヤード(787 - 4790) (開場は毎週火曜日)	<u>1月2日(火)は開場します。</u> 開場は午前9時～正午までと、午後1時～4時まで。

町営共同浴場

1月2日～4日は
営業します

年末年始の町共同浴場の営業については、1月2日～4日までは、各浴場の定休日に関わらず休まず営業します。

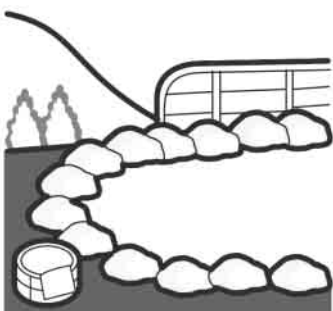
振替休日は次のとおりです。

街道の湯、山の湯
1月10日(水)
(9日(火)と連休です)
岩の湯
1月9日(火)

(10日(水)と連休です)
宿場の湯、駒子の湯
1月12日(金)
(11日(木)と連休です)

【問い合わせ】

(財)湯沢町都市施設公社
784・1511



中越大震災で県の融資を受けられた皆さまへ

中越大震災による経済被害のため、新潟県の融資制度である「平成16年大規模災害対策資金」の融資を受けた中小企業者に対し、(財)新潟県中越大震災復興基金の利子補給制度が適用されます。なお適用には、一定の条件があります。くわしくは、各金融機関または湯沢町役場産業観光課までお問い合わせください。

- 【利子補給対象者】 平成16年大規模災害対策資金(地震対応枠)融資を受けた中小企業者
- 【利子補給率】 0.4%
- 【利子補給対象期間】 借入日から5年間
- 【今回の算定期間】 平成18年1月1日から平成18年12月31日分まで
- 【申請締切日】 平成19年2月15日(産業観光課必着)
- 【問い合わせ】 湯沢町役場 産業観光課 784 - 4850

(財)新潟県中越大震災復興基金の利子補給制度の適用について



きれいな政治、金のかからない政治そして選挙の公正のために

「政治家の寄附禁止のルール」を守りましょう

政治家(候補者、候補者になろうとしている人および現に公職にある人のこと)が、選挙区内の人にお金やものを贈る寄附行為は法律で禁止されています。そしてこれに違反すると処罰されます。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。この「政治家の寄附禁止のルール」について、お知らせします。

政治家の寄附は禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関するものなど、必要やむを得ない実費の補償は除く)は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されていて、次のものを除き処罰の対象になります。

- 政治家本人が、自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- 政治家本人が、自ら出席する葬式や通夜における香典

政治家に対する寄附の勧誘・要求は禁止

政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することも禁止されています。また政治家を恐れさせ、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家の関連団体の寄附は禁止

政治家が役職員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

後援団体の寄附は禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

年賀状などのあいさつ状は禁止

政治家は選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

あいさつを目的とする有料広告は禁止

政治家や後援会が選挙区内のある者に対し、有料のあいさつ広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、テレビなどに出すと処罰されます。

政治家の寄附は禁止!

有権者が求めることも禁止!

政治家からの寄附は受け取らない!



固定資産税にかかる申告と届出のお願い



固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税の算定と決定にあたっては、不動産登記の異動状況、航空写真の活用および現地調査をとおして適正に処理していますが、条例などにより納税者の皆さまから申告と届出をいただく事項もあります。

申告または届出が必要な場合は、次のとおりとなります。よろしくご協力をお願いします。なお届出用紙等は税務課に用意してあります。

土地 住宅用地への軽減にかかる申告について

人が住む住宅が建つ土地については、その税負担を軽減する必要から「住宅用地」として、地方税法により特例措置が適用されます。「家屋」が住宅であれば、敷地である「土地」の税が軽減される制度です。

このうち平成18年中に家屋の用途が、居住用から居住用でなくなった場合や、その逆の場合など変更があったものについては、湯沢町税条例により、その旨の申告書の提出が必要です。提出の期限は1月31日です。まだ提出されていない方は、至急ご連絡ください。次のような場合が該当となります。

- ▶ 民宿を廃業し、客室だった部屋をすべて住宅にした。
- ▶ 店舗の一部を改装して、従業員寮とした。
- ▶ 住宅の一部を改装して、店舗を開業した。



- ① 家屋が住宅であれば
 - ② 敷地の土地が「住宅用地」として、税が軽減されます。
- 住宅用地は、土地の面積の広さによって「小規模住宅用地」と「その他の住宅用地」に分けられます。そしてその課税標準額は、それぞれ価格の6分の1または3分の1とする特例措置が適用されます。

家屋 家屋を取り壊した場合

固定資産税の対象となる家屋は、毎年1月1日現在の状況になります。所有している家屋について、全部もしくは一部を取り壊した場合は、「滅失届」を提出してください。特に未登記の家屋で全部取り壊した場合、提出により課税台帳の登録を抹消します。また、提出していない方は至急ご連絡ください。

家屋 未登記の家屋(法務局に登録されていない家屋)の所有者を変更する場合

相続、売買等で未登記の家屋の所有者を変更する場合は、「固定資産所有者変更届」を提出してください。なお届出により納税義務者が変更されるのは、平成19年度の課税からとなります。

償却資産 申告書を提出してください

償却資産とは、会社や個人で宿泊施設・事務所・工場・商店などを経営している方が、その事業のために所有している構築物(駐車場舗装)・機械・器具及び備品(寝具、厨房設備、洗濯設備、ボイラー、自動販売機、冷蔵・冷凍庫、テレビ、パソコン、コピー機、カラオケセット、エアコン、看板、レンタルスキー用品)などの資産をいいます。

償却資産の所有者は、平成19年1月1日現在所有している償却資産について、平成19年1月31日までに申告していただくことになっています。12月中旬にお送りした申告書に必要な事項を記入して、期限までに申告してください。(専用の用紙を使用している場合は、その用紙で申告していただいてもかまいません。)申告書が必要な方は、ご連絡ください。なお、平成18年中に資産の増加・減少がなかった場合や、営業を止めた場合は、その旨を記入し提出してください。

冬の健康づくり 体力づくり



昨年のような豪雪になると、冬も雪かきで大忙しになります。足元が悪くなるこの季節は全般的に活動量が減ってきます。また凍結雪道での転倒のほか、家の中の転倒も少なくないようです。

さて、平成9年から温水健康体操教室を、平成13年度からけんこつ体操を実施しています。

参加者の方からは、「ひざの痛みが軽くなった」「気持ちが前向きになった」「風邪をひかなくなった」などの声をよく耳にします。そこでこのたび参加している皆さまのアンケートを、統計分析してみました。その結果、以下のような効果がみられました。

このような効果がありました

効果① 足の筋力がついた

最大一步幅が広がっています。平均2cm、最大22cmの伸びがありました。太ももの力がついて身体を支えることができるようになっていました。また筋肉がサポーター代わりとなって、痛みの軽減につながっています。

効果② 痛みが減り、動きやすくなった

立ち座り・歩行などの動きが良くなっています。実際に痛みが軽減したり身体が軽くなったりと、動作が楽になっているようです。

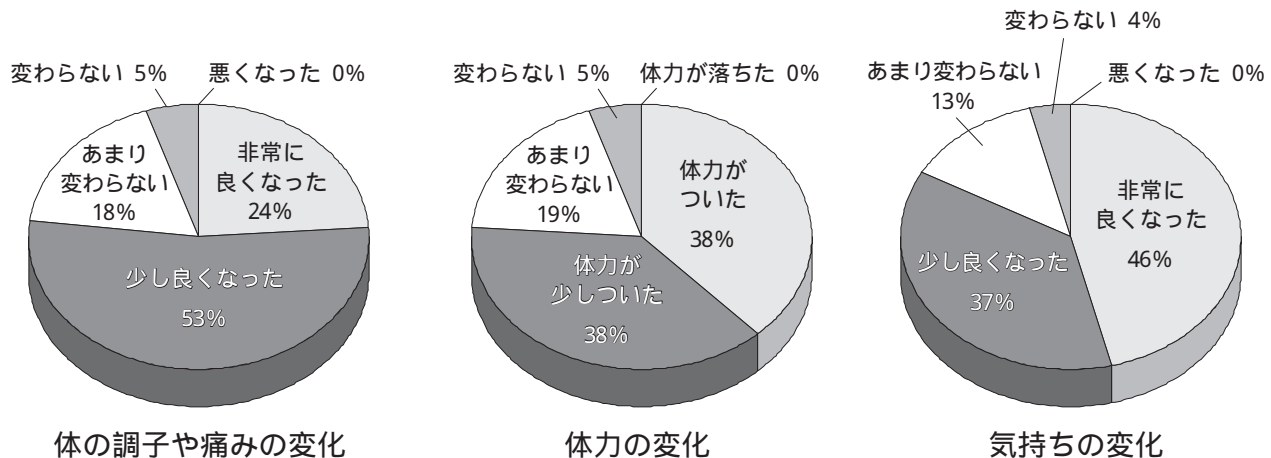
そのほかバランス能力がよくなり、転倒を回避できる力が身についているようです。



準備運動もこやかに！(けんこつ体操)

からだと気持ちはこのように変わりました

4月からの半年間で、変化を感じている人が7～8割と非常に多いです。身体の変化以上に、気持ちに良い変化があったという結果が出ています。仲間づくりやコミュニケーションの機会となり、楽しみ・張り合いとなっている人が多いです。



はじめてみませんか？

プールでは現在156人中34人が男性参加者です。男女・年齢を問わず、冬を不安なく乗り切るためにも、また春になったら活動もできるよう、ぜひこの機会にはじめてみましょう。

けんこつ体操は、各地の会場まで直接参加してください。温水健康体操教室の参加は、総合福祉センター内地域包括支援センターまで事前にお申し込みください。 784 - 3000

健康ほっと情報 第30号

保健センター 784 - 3149
地域包括支援センター 784 - 3000

アルコールを

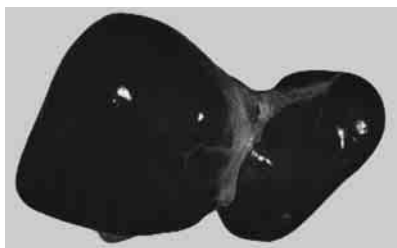
正しく知ろう！

12月8日、湯沢中学校にて中学2年生を対象に「アルコールを正しく知ろう！」教室が開催されました。今回の教室では、アルコール依存症から回復した方のお話もありました。

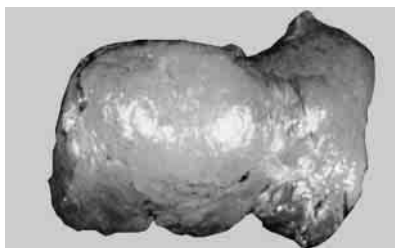
この教室で中学生に話された主な内容について、皆さんにもお知らせします。未成年の飲酒を誰がさせるか、その大半は周囲の大人です。美味しい酒処の湯沢町だからこそ正しい飲酒について考えましょう。

アルコールの身体への影響

肝臓への影響(アルコールは肝臓で分解・解毒されます。)



正常な肝臓



脂肪肝



肝硬変

脳への影響



正常な脳



アルコールでダメージを受けた脳

骨がもろくなる(身長が伸びない)



健康な人の骨



毎日お酒を飲み続けた人の骨

発達途中にある未成年者は、大人より早く身体にダメージを受けます。大人なら数十年でも、未成年者はわずか数年で…。一度ダメージを受けた身体は取り返すことが出来ません。

一気飲みの急性アルコール中毒で亡くなる未成年者が後を絶ちません。自分自身や周囲のアルコールに対する無知が原因です。

“未成年者飲酒禁止法”ってご存知ですか。大人がアルコールについての正しい情報を知り、未成年をアルコールの害から守るための法律です。未成年に決してアルコールを勧めてはいけませんよ！！

アルコール依存症回復者から中学生へのメッセージ

初めての飲酒は中学生の頃です。自分に自信がなく、そんな自分が嫌でした。弱い心をアルコールで埋めていました…。アルコール依存症から回復できたのは仲間の支えがあったからです。

“どんな自分でもいいんだ” “今のままの自分でもいいんだ” と思える人になってください。

お知らせ

アルコール依存症自助グループ“AA”のミーティングが、湯沢町でも定期的に開催されています。ミーティングに参加する行動を取り続けることで、アルコール依存症から回復しています。

【開催日】 毎月第1・3日曜日
【時間】 午後7時～8時30分
【会場】 湯沢町公民館

冬期間における火気使用器具の維持管理 これから冬に向かい、雪下ろしにより屋根から転落する事故、積雪によるガス漏れ事故、そして灯油の漏えい事故といった雪を原因とした事故の発生が予想されます。灯油の漏えい事故で言えば、平成17年12月から平成18年4月までの間に、南魚沼地域で約70件発生しています。冬期間は火気使用に関連した器具について、適正に維持管理することをお願いします。

またこれとともに、「火災は絶対に出さない」をモットーとして、火災予防に万全を期してください。

① プロパンガスの点検をお願いします！

降雪に伴う配管およびバルブなどの損傷防止のため、点検と除雪を定期的に行って、維持管理に努めてください。プロパンガスは空気より重いため、雪の壁に阻まれて家の周りに滞留しやすく、非常に危険です。少しでも異常に気がついたときは、早急に業者に連絡してください。

② 危険物施設(ホームタンクなど)の点検をお願いします！

降雪、積雪時には施設の点検と周囲の除雪を行ってください。配管の損傷による灯油の漏えい事故を、未然に防止するよう心がけてください。また灯油をタンクからポリ容器などに小分けするときは、絶対にその場を離れないでください。

③ 火気の取扱いに注意してください！

火災を出さないことが一番大切です。火気の取扱いには十分注意を払い、煙突が雪で破損していないかなど、火の元の点検はこまめに行ってください。また暖房、乾燥用に古いストーブを使用する場合は、点検してから使用してください。



平成18年12月12日に指定された、湯沢町「公の施設」の「指定管理者」をお知らせします。

施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
中央公園	湯沢町総合管理グループ 代表 財団法人 湯沢町都市施設公社 理事長 富井 松一 構成員 株式会社 森下組 代表取締役 森下 新一郎 森下企業 株式会社 代表取締役 森下 新一郎 株式会社つどい総業 代表取締役 高橋 和彦	平成19年4月1日～ 平成24年3月31日まで
大源太キャニオン青少年旅行村	有限会社 ステラユニード 代表取締役 辻 みよ子	平成19年4月1日～ 平成24年3月31日まで
二居共同浴場「宿場の湯」 三俣共同浴場「街道の湯」 土樽共同浴場「岩の湯」 下湯沢共同浴場「駒子の湯」 湯元共同浴場「山の湯」	湯沢町総合管理グループ 代表 財団法人 湯沢町都市施設公社 理事長 富井 松一 構成員 株式会社 森下組 代表取締役 森下 新一郎 森下企業 株式会社 代表取締役 森下 新一郎 株式会社つどい総業 代表取締役 高橋 和彦	平成19年4月1日～ 平成22年3月31日まで

訂正とお詫び

12月10日付の「広報ゆざわ」でお知らせした「平成19年度 湯沢児童クラブ利用児童募集」に関して、一部誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

湯沢児童クラブ(学童保育)を実施する曜日と時間(下線部が訂正部分です。)

【訂正前】祝日を除く月～金曜日……………下校時～午後6時まで

【訂正後】祝日を除く月～土曜日……………月～金 下校時～午後6時まで

土曜日 午前8時30分～午後6時まで

(春・夏・冬休みの部分については、訂正はありません。)

12月から「新潟県の雪情報」を運用開始しています

「新潟県の雪情報」は、降雪量予測情報等を提供し、毎年多くの皆さまからご利用いただいています。今年も12月から運用を開始しています。ぜひご活用ください。

【実施期間】 平成19年3月31日まで

- 【主な内容】
- ① 県内37地点のピンポイント降雪量予測情報(降雪量cm、時間ごと降雪強度)、気象情報(天気、降雪量、積雪深)→1日2回(午前10時と午後4時)更新します。
 - ② 気象庁発表の注意報、警報
 - ③ 県内37地点別の降積雪統計データ
 - ④ 各種雪情報サイトとのリンク情報(防災、道路交通、スキー場観光情報)

- 【利用方法】
- ① インターネットアドレス <http://www.pref.niigata.jp/yuki/>
英語版は <http://www.pref.niigata.jp/yuki/index-e.html>
 - ② 携帯電話アドレス <http://www.pref.niigata.jp/yuki/k/>
それぞれトップ画面のメニューからも、ご利用になれます。
 - ③ F A Xサービス 025 - 281 - 9191

【問い合わせ】 新潟県地域政策課雪対策室 025 - 280 - 5096



自宅がキャンパスです

放送大学・4月入学生募集

放送大学では、平成19年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。放送大学は、文部科学省・総務省管轄の正規の通信制大学で、テレビとラジオの放送で授業を行う新しいタイプの大学です。

自宅でCSデジタル・スカイパーフェクTV!などを利用して視聴できます。学習センターでも学習できます。学費が安く、入学試験もありません。

人文・社会・自然・産業等の幅広い分野の科目(約300科目)が選べます。健康、福祉、心理に関する科目やスキルアップに役立つ科目が数多くあります。もちろん1科目からでもOKです。

各種国家試験受験資格取得、あるいは一次試験免除に必要な単位の一部または全てを取得できます。

【募集学生】

- ・教養学部(全科生・選科生・科目生)
- ・大学院(修士選科生・修士科目生)

【出願受付期間】

平成19年2月15日(木)まで

【資料請求・問い合わせ】

放送大学新潟学習センター

〒951 8122 新潟市旭町通1番町754 025 - 228 - 2651

まずは資料をご請求ください



平成19年度 人間ドック
受診予約受付のお知らせ



南魚沼市立ゆきぐに大和病院「健友館」では、平成19年度の人間ドック受診予約を、次のとおり行います。ご希望の方は、お申し込みください。

【受付開始日】
平成19年1月4日(木)

【受付時間】
午後1時～5時まで
(土・日曜日、祝日、第3月曜日は、休館日のため受付できません。)

【申込方法】
電話または直接窓口で、お申し込みください。

【対象者】
受診者が直接健診機関への申込みを必要とする方

国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合、事業所などから助成を受けて受診する方は、各々の国保、保健組合、共済組合、事業所などに申し込みしてください。

【問い合わせ】
ゆきぐに大和病院「健友館」
777・4477
(午後1時～5時まで)

ボイラー講習会のご案内



・小型ボイラー特別教育講習

【日時】
平成19年1月23日(火)
午前9時～午後5時
平成19年1月24日(水)
午前9時～午後4時
(2日間の講習です。)

【会場】
新潟本町通ビル
(新潟市本町通り七番町1153)

【受講料】
8,000円(教材代は別)

【定員】
50名(定員になり次第締め切ります。)

・ボイラー取扱技能講習

【日時】

平成19年1月18日(木)
平成19年1月19日(金)

午前8時30分～午後5時
(2日間の講習です。)

時間は2日間とも同じ。

【会場】

ポリテクセンター新潟
(長岡市住吉3 3 1)

【受講料】

8,000円(教材代は別)

【定員】

50名(定員になり次第締め切ります。)

申込方法など詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ(共通)】

(社)日本ボイラ協会新潟支部
(新潟市新光町6 4
新潟県トラック総合会館4F)
025・280・0100

高齢者とその家族の
相談窓口(1月)について

相談は無料です

県高齢者総合相談センター
では、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みことや、心

配ことの相談を無料でお受け
しています。

【相談電話】(相談・予約)

025・285・4165

【よろず相談】

毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始は除く。)

【専門相談】

・いずれも1月の日程です。
・専門相談は要予約です。



【法律相談】

9日・15日・22日・29日

午後1時30分～4時

【医療相談】

10日

午後1時30分～3時30分

【心の相談】

17日

午後2時～4時

【公的年金・保険相談】

9日

午後1時30分～3時30分

【税金相談】

12日

午前10時～正午

消費生活情報の
テレホンサービスです

ハイ、県くらしのダイヤルです。

くらしに役立つダイヤルは、

025・285・7000

《お聞きになりたい

テーマを選んでください》

平成19年1月4日(木)～
平成19年2月5日(月)

テーマ

くらしの情報(毎月第1月曜日正午更新)

- ・ネットでの著作権とプライバシー
- ・消費者関連法による無効・取消

消費生活相談事例(毎月第1月曜日正午更新)

- ・SF商法まがいを防ぐ
- ・クーリング・オフの方法
- 相談が多い事例のアドバイス
- ・携帯電話のサイト料金請求トラブル
- ・ハガキ等による覚えのない請求の対処法

緊急な消費生活情報がある場合、変更されることがあります。

中高年の方に役立つ情報を
テレホンサービスで放送

高齢者総合相談センター

(新潟市上所2 2 2 新潟

ユニゾンプラザ3階)では、中
高年の方に役立ついろいろな
情報をテレホンサービスで放
送しています。

【相談電話】

025・281・5550

(24時間年中無休です)

【内容】

・1月14日

寒さに負けず健康に過ごす

コツ

・1月15日

確定申告で戻る税金

不起訴処分の審査申立先は、 検察審査会です。

交通事故、傷害、詐欺などの犯罪の被害にあつて、犯人の処罰
を警察官や検察官に求めたけれど、検察官は不起訴処分にして
しまった。どうしても納得できない。そのような場合には、検察
審査会があります。

検察審査会では、犯罪の被害者(遺族)、告訴人、告発人から
の審査申立を受けて、不起訴処分に誤りがなかったかどうか
などを審査します。審査の結果によっては、不起訴処分の見直
しを求めます。

審査をする人は、選挙権
のある人の中からくじで
選ばれた11人の検察審査
員です。

不起訴処分に納得でき
ない場合は、検察審査会に
相談してください。



【問い合わせ】

長岡検察審査会事務局 (新潟地方裁判所長岡支部内)

0258・35・2182

浅貝地区
巡回診療のお知らせ



湯沢町保健医療センターの
内科医師が、浅貝地区で巡回
診療を行います。

受診を希望する方は、受診
日当日の正午までにお電話を
ください。

【期日】

平成19年1月11日(木)

1月25日(木)

2月8日(木)

2月22日(木)

3月8日(木)

3月22日(木)

【時間】

午後2時30分～3時30分

【会場】

湯沢町公民館浅貝分館

【問い合わせ】

湯沢町保健医療センター

780・6543

1月の心配ごと相談日

相談日	相談員
1月10日(水)	高橋 武成 金丸 一江
1月17日(水)	橋本 秋治 南雲 ミヨシ
1月24日(水)	井熊 秀夫 高橋 トミエ
1月31日(水)	橋本 秋治 金丸 一江

【会場】総合福祉センター

時間は午後1時～4時です。時間中は
お電話(784-4113)での相談もできます。

1月の行政相談

1月の行政相談は、お休みです。

1月のけんこつ体操教室

会場	日	時間
三俣地区館	11日(木)	13:30～15:00
神立中央集会场(田中)	12日(金) 26日(金)	10:00～11:30
神立中央会館(栄町)	9日(火) 23日(火)	9:30～11:00
農山村総合開発センター	9日(火) 16日(火) 23日(火) 30日(火)	10:00～11:30
下湯沢公民館	10日(水) 24日(水)	10:00～11:30
総合福祉センター	5日(金) 12日(金) 19日(金) 26日(金)	10:00～11:30

タオル、お茶などの飲み物を持ってください。
農山村総合開発センターは内履きが必要です。

【参加費】200円(申し込みは不要)

【問い合わせ】地域包括支援センター 784-3000



1月の暦



ごみ収集

問い合わせ 住民課環境生活係 TEL 784 - 3453

区 分	出 し 方	湯 沢 東	湯 沢 西	土 樽・神 立	三 国・三 俣
可 燃 ご み	指定袋に入れる。	月・水・金(1日、8日、29日は休み)		火・木・土(2日は休み)	
ダ ン ボ ー ル	紐を十字にかける。	25 日	30 日	26 日	31 日
紙 類 ・ 布 類		11 日	16 日	12 日	17 日
ペ ッ ト ボ ト ル	指定袋に入れる。 袋を二重にしないこと。	4 日、18 日	9 日、23 日	5 日、19 日	10 日、24 日
空 き 缶		9 日、23 日	4 日、18 日	10 日、24 日	5 日、19 日
空 き ビ ン		16 日	11 日	17 日	12 日
その他の不燃ごみ		30 日	25 日	31 日	26 日

ごみの減量化・資源化にご協力ください。(毎月29日はごみ減量の日で収集はお休みです)

保健衛生行事

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内) TEL 784 - 3149

日	種 目	対 象	時 間	会 場
5 金	4 か月児健診 10 か月児健診	H 18 .8 月 ~ 9 月生まれ H 18 .2 月 ~ 3 月生まれ	13:00 集合	総合福祉センター
9 火	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行	妊娠証明を受けた方	16:00 ~ 17:00	総合福祉センター
16 火	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	やすらぎ荘
19 金	1 歳 6 か月児健診	H 17 .5 月 ~ 7 月生まれ	13:00 集合	総合福祉センター
23 火	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	やすらぎ荘
	母子手帳発行	妊娠証明を受けた方	16:00 ~ 17:00	総合福祉センター
30 火	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00 ~ 15:00	やすらぎ荘

予防接種

問い合わせ 保健センター(総合福祉センター内) TEL 784 - 3149

日	種 類	対 象	会 場 ・ 時 間
9 火	B C G	生後 6 か月に達するまでに 1 回	保健医療センター内 健康増進施設 14:00 ~ 15:00
16 火	麻しん・風しん	1 期: 生後 12 か月(1 歳) ~ 24 か月(2 歳)未満	
30 火	三 種 混 合	1 期: 生後 3 ~ 12 か月の間に 3 ~ 8 週間の間隔で 3 回接種 1 期追加: 3 回目接種後、おおむね 12 ~ 18 か月おいて 1 回接種	

持参するもの: 母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具

必ず実施時間内においでください。接種料金は無料です。

詳しくは、平成 18 年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

保健医療センターでは24時間、救急患者を診療する体制をとって、当番にあたっていない日でも対応しています。もし救急で受診されたい時は、まず保健医療センター(780 - 6543)までご連絡ください。ホームページ(<http://yuzawamed.jp/>)で保健医療センターの利用等についてご覧いただけます。

1月の救急診療当番

問い合わせ 日曜・祝日 休日救急診療所 773 - 6688
 その他の日 南魚沼市消防本部 782 - 1991
 (テレホンガイド)
 脳神経外科の休日救急医療 斎藤記念病院 773 - 5111

日	受付時間	内科	外科
1月	9:00 ~ 16:30	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
2火	9:00 ~ 16:30	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
3水	9:00 ~ 16:30	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
6土	12:00 ~ 18:00	米倉医院 ☎778 - 1121	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
7日	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
8月	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
13土	12:00 ~ 18:00	高橋医院 ☎784 - 2410	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
14日	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
20土	12:00 ~ 18:00	中山医院 ☎783 - 5500	六日町病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院
21日	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
27土	12:00 ~ 18:00	青葉すこやかクリニック ☎782 - 1000	ゆきぐに大和総合病院
	18:00 ~ 翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院 ☎777 - 2111	ゆきぐに大和総合病院
28日	9:00 ~ 16:30	休日救急診療所 ☎773 - 6688	休日救急診療所
	18:00 ~ 翌朝6:00	六日町病院 ☎772 - 7111	六日町病院

救急診療当番は変更される場合があります。事前にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

11月28日 芳川 茂さん
 11月29日 渡邊 芳信さん
 12月4日 山柴 良知さん
 12月10日 小野塚 カウさん

類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
 広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

ご逝去お悔やみ申し上げます

12月10日 高橋 俊介さん
 (加藤) 里奈さん
 ♥メッセージ♥
 晴れて湯沢町民になりました◎これからずいっとずっと大爆笑しながら、一緒に歩んでいこうネ♡♡♡

ご結婚おめでとうございます

湯沢町の交通事故発生状況

	本年	昨年	増減
発生件数	37件	35件	+2件
死亡者数	1人	1人	±0人
負傷者数	58人	50人	+8人

(1月1日~11月30日)

まちのうごき

11月届出分	12月1日現在 (前年比)	
出生 6	男 4,320	(- 27)
死亡 9	女 4,342	(- 89)
転入 46	計 8,662	(- 116)
転出 37	世帯 3,212	(- 20)

今回の「広報ゆざわ」は1月14日に発行します。(1月1日号の発行はありません。)